

利用者・患者に対する医療連携

医療機関 (医師, 看護師, 社会福祉士, OT・PT等) ~ 医療保険(診療報酬) ~

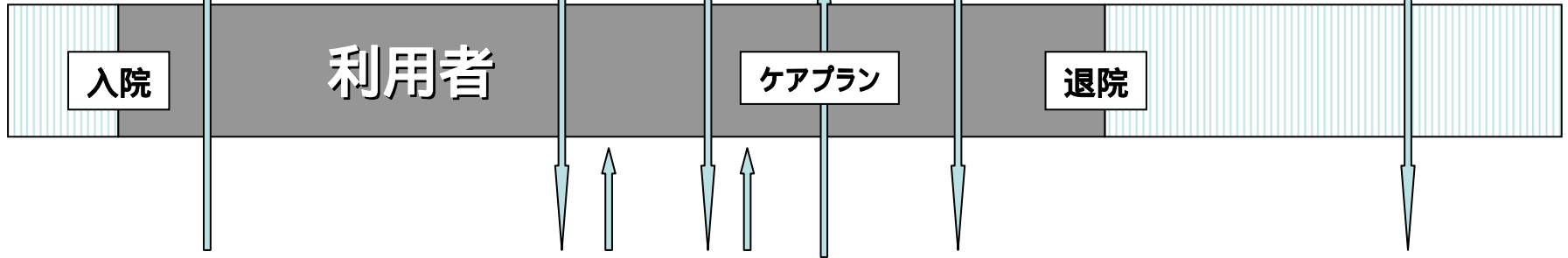
入院中の病院の医師又は看護師等と在宅担当医と共同指導(文書で提供)
 (退院時共同指導料) 300点
加算 300点, 在宅担当医と共同
 2000点, 在宅療養スタッフ3人以上と共同
 (医師, 看護師, 歯科医師, 歯科衛生士, 薬剤師, 訪問看護師, **介護支援専門員**)

・介護保険サービスを受ける上での医学的留意事項, 療養上の留意点を共同指導(入院中2回まで)
 ・医師・看護師・社会福祉士等が**介護支援専門員と共同**
 ・入院中の患者からの同意
 ・患者の同意を得て, 介護支援専門員からケアプランを得る
 (介護支援連携指導料) 300点

・在宅生活指導(OT・PT)
 (退院前訪問指導料) 410点

・診療情報
 ・介護保険サービスを受ける上での医学的留意事項
 (診療情報提供料) 250点

・入院時のスクリーニング
 ・退院計画



・生活, 介護情報
 (医療連携加算) 150単位
 参考様式

・退院後の生活支援の準備(面接)
 ・アセスメント情報収集
 ・ケアプラン策定
 (退院退所加算) 400単位(1ヶ月未満), 600単位(1ヶ月以上)

・ケアプランの作成・見直し

介護支援専門員 ~ 介護保険(介護報酬) ~